

## 自然再生基本方針の見直し案に関する意見の結果及び意見に対する考え方（案）

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
1	全般	<p>自然再生と言うが、一度、人工物に置き換わってしまった自然は決して元の状態には戻ることなどない。</p> <p>不法開発などで、遥かに大量に破壊されてしまうことを、厳格に取り締まることの方がより重要なのではないか。</p>	<p>開発等で劣化した自然も数多く存在し、これらの再生に取り組むことは重要であると考えます。</p> <p>その他のご意見については、今回の「自然再生基本方針」の見直しとの直接的関連が不明であることから、回答を控えさせていただきます。</p>	
2	全般	<p>目次が整理され、基本原則的なことと、より具体的な取組内容に関することが区分され、わかりやすくなった。</p> <p>新しい課題が提示されるとともに、丁寧な記述が加わったことで、基本方針としての充実度が高まったと感じる。</p>	見直し案について、賛成のご意見として承りました。	
3	全般	<p>自然の再生は長い年月をかけて行われるものです。</p> <p>自然を再生する現場の地道な取り組みに混乱が生じないように、政治に左右されず専門的立場から内容を検討し、しっかりと腰を落ち着けて取り組めるものにして欲しい。</p> <p>応援しております。</p>	「自然再生基本方針」は、自然再生事業の進捗状況や取り巻く状況の変化等を踏まえ、自然再生専門家会議の有識者から意見等を伺いながら見直しを行っているものであり、自然再生に持続的に取り組んでいけるよう検討してまいります。	
4	全般	<p>当時から高齢化が進み、将来を心配する団体も多かったが、さらに10年が経過し、活動の継続の岐路にさしかかっている団体も増えてきた。</p> <p>自然再生協議会のように、団体は団体としてあり、それらを束ねる方向性の同じ緩やかな大きな組織があると、初心者の団体も参画しやすく、全体の活動の成果もあがるのではと考える。</p> <p>自然再生協議会の取組には期待しているので、さらに協議会の数が全国で増えてもらいたいし、国にはそのための取組をさらにすすめていただきたい。</p>	現在、自然再生協議会間相互の情報交換と、今後協議会を新たに立ち上げようとする活動団体等への情報提供の場として「自然再生協議会全国会議」を開催しているところですが、今後、情報提供や相談体制の強化等、さらなる運営の改善に取り組んでまいります。	

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
5	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページの凡例の「傍線」は、「下線」の誤記ではないか？ また、「改正部分」は現段階では「変更部分」の方がよいのではないか。</li> <li>・ 4 ページの下から 5 行目の「我が国」は、他と同様に「わが国」の方がよいのではないか。</li> <li>・ 8 ページの下から 3 行目「仕組み」は、「仕組」の方がよいのではないか。「取組」と同様に。</li> <li>・ 8 ページの下から 2 行目「出来る」は、他と同様に「できる」の方がよいのではないか。</li> <li>・ 29 ページの下から 2 行目「当たっては」と、30 ページの 4 行目「当たっては」とは、字句を統一した方がよい。</li> <li>・ 31 ページの下から 5 行目「ともに」は、「共に」の方がよいのではないか。15 ページの改正部分と同様に。</li> </ul>	<p>いただいたご意見を踏まえ、p.1 凡例の「傍線」を「下線」、「改正部分」を「変更部分」に、p.4 「我が国」を「わが国」に、p.8 「出来る」を「できる」に、p.28、p.30 の「当たっては」を「当たっては」に、それぞれ修正させていただきます。</p>	
6	1 (2) カ	<p>「再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、周辺地域も含む土地利用や自然環境の保全に関する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の措置を講ずるよう努めることも必要です。」との文が追加されているが、1 (2) シ「その他自然再生の実施に必要な事項」にあった記述であり、移動させない方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見の箇所は、自然再生後の自然環境の取り扱いについて記載したものであり、原案の通り 1 (2) カで整理させていただきますが、いただいたご意見も踏まえ、p.13 最終行の「必要です。」を「重要です。」に修正させていただきます。</p>	
7	5 (1)	<p>宅地開発の際に環境影響評価法に基づいたアセスメントを行い、猛禽類の生息環境を保護した事例では、その後宅地に移り住んでくる大多数の新住民に地域の環境価値やアセスメントの意義が十分伝わっていなかった。</p> <p>自然再生基本方針においては、どのような主体においても自然再生後の情報発信等のフォローアップを適切に行い、国または地方公共団体はその支援のための枠組みを整備することを盛り込むべきである。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨については、「5 (1) エ 普及啓発」に記載されていることから、原案のとおりとさせていただきますが、ご指摘も踏まえ、今後、自然再生の取組にかかる普及啓発等の運営の改善に取組んでまいります。</p>	
8	5 (1) ウ	<p>自然再生事業の具体的な成果や自然再生事業での有効な技術等の紹介が少ないことから、以下を追記してはどうか。</p> <p>「(前略) 海外を含めて広く情報提供を行うこと。(以下、追記案) 特に、各地の自然再生に関する事業の成果や技術の収集とその評価を進めることを通じ、必要な技術の蓄積、開発に努め、適切で効果的な自然再生技術を普及のための技術支援に努めること。その際、(後略)」</p>	<p>いただいたご意見の趣旨については、「5 (1) イ 調査研究の推進」、「5 (1) オ 協議会の支援」等に記載されていることから、原案のとおりとさせていただきますが、ご指摘も踏まえ、今後、自然再生の取組にかかる事例等の情報収集と普及・啓発の強化等の運営の改善に取組んでまいります。</p>	

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
9	5(1)エ	<p>文頭に「再生された自然とふれあい、その恵沢を享受する国民ひとりひとりにおいても、自然再生の取組が生態系サービスを提供するものであることを理解し、協力するよう努めること。」との文が追加されているが「生態系サービス」なる用語がここで初めて出現していることも含め、文意が分かりにくく、表現が唐突であると感じる。また「自然再生の取組が生態系サービスを提供する」という言い回しも不正確であり、「生態系サービスを提供する」のは、取組の結果再生された自然であると思料される。</p> <p>この項については全体に表現の見直しが必要ではないか。</p>	<p>「生態系サービス」等の用語は、「第五次環境基本計画」等においても用いられていることから、原案のとおりとさせていただきますが、ご指摘を踏まえ「取組により再生された自然が生態系サービスを提供する」に修正させていただきます。</p>	
10	5(2)ア	<p>地域循環共生圏の構築と自然再生の取組の関係の整理が不十分と感じる。前者への貢献のあり方を提起する前に、自然再生の課題を挙げて「経済的インセンティブの付与を介して、実施者が経済的手法も視野に入れつつ自然再生を推進」とされていることから、偏った受け取り方をされるおそれがあるように思われる。</p>	<p>「第五次環境基本計画」においても用いられている表現であることから、原案のとおりとさせていただきますが、普及啓発に当たってはより丁寧な説明となるよう検討してまいります。</p>	
11	5(2)ア	<p>環境省の地域循環共生圏あるいはSDGsの推進等に関する資料では自然再生事業をツールとして活用する有効性がほとんど示されていない。</p> <p>今後の自然再生事業の普及・啓発、推進のために、自然再生事業が地域循環共生圏やSDGs等の関連事業の推進のツールとして有効であり、積極的に活用することを記載してはどうか。</p>	<p>「自然再生基本方針」では、SDGsのゴールや地域循環共生圏の考え方等の活用等について、自然再生側の視点から記載しているものであり、今後、これらの施策に係る情報提供や普及啓発等の運営の改善に取組んでまいります。</p>	
12	5(2)イ	<p>農薬や化学肥料が生態系に大きな悪影響を与えていることからする表現が弱すぎ。もっと強制的に無農薬、無化学肥料農法を広げるような表現にすべき。</p>	<p>「自然再生基本方針」は農薬の使用方法を制約するものではないことから、原案のとおりとさせていただきますが、地域の実情をふまえ「関係者の合意を得ながら」取組を推進してまいります。</p>	
13	5(2)キ	<p>日本の生態系は帰化生物によって、元の生態系がわからなくなる寸前まで乱されていると思います。これだけ物流が盛んになると水際で食い止めるのはなかなか難しいかと思ひます。今最優先でやるべきことは限界集落等及び無人島の土地を買い取って、立ち入り禁止区域の聖域を設けて外来種が入らない本来の生態系を保全することが最優先かと思ひます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今回の「自然再生基本方針の見直し」との直接的関連が不明であることから回答を控えさせていただきますが、「5(2)キ自然再生における希少種の保全及び外来種対策」を重要事項の一つとして位置づけ、「外来種が侵入しにくい環境となるよう配慮」等も行いながら、自然再生に取組んでまいります。</p>	

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
14	5 (2) ク	グリーンインフラの概念について説明をした上で、その形成に資するよう自然再生の取組を進める、といった表現の方がより適切ではないか。	「国土利用計画（全国計画）―第五次―」や「第五次環境基本計画」等においても用いられている表現であることから、原案のとおりとさせていただきます。	
15	その他	基本方針の中で、自然は恩恵と共に脅威を与える存在であると書かれています。その一方で、生態系の防災推進ということで、自然を再生して災害復旧に取り組むようなことが書かれています。 お金や自然も大切なかもしれませんが、災害時には、まずは人命第一で、出来るだけ早く工事をして復旧するべきです。 自然だけが大事だとかいう一部の声の大きい人ではなく、町内会などの地元の住民全体の意見をちゃんと聴いて防災対策をしっかりとやっていただきたいと思います。	いただいたご意見については、今回の「自然再生基本方針の見直し」との直接的関連が不明であることから、回答を控えさせていただきますが、「自然再生推進法」において、自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されなければならないと定められるとともに、「自然再生基本方針」においても、地域住民、NPO、専門家、土地所有者、行政機関、地方公共団体等の多様な主体が協議、調整の上で実施することとされており、自然再生の実施に当たっては、地域における合意の下で取組んでまいります。	
16	その他	以下の項目に沿って、政策について広く意見をいただきました。 ・社会構造が古い為に新しく改革し向上による概略案 ・教育内容の改正による具体案 ・女性社会進出での改正による具体案 ・外国人高度人材での導入で社会水準の向上による具体案 ・「ガバナンス（政治統治）」構造の改正による具体案 ・生活水準での基準による詳細案 ・官公庁が考案した無駄な政策の廃止による詳細案	いただいたご意見は、今回の「自然再生基本方針」の見直しとの直接的関連が不明であることから、回答を控えさせていただきます。	